

第5編 風水害対策編

第1章 総則

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、吉田町民の生命、身体及び財産を風水害から保護するために、吉田町及び防災機関が行うべき吉田町の地域に係る「風水害対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「風水害対策編」は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、<第1編 共通対策編 第4章「復旧・復興対策」>によるものとする。

章	記載内容
第1章 総則	計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 災害予防	総則、河川災害予防計画、海岸保全災害防除計画、漁港保全災害予防計画、道路・橋りょう・鉄道災害防除計画、土砂災害防除計画、農地災害防除計画、倒木被害防除計画、避難情報の事前準備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動
第3章 災害応急対策	町災害対策本部、情報収集・伝達、広報活動、水防組織、指定水防管理団体・水防機関、水防に関する予警報、通信連絡系統、町の非常配備体制、水防管理団体の水防計画、水防区域の危険箇所、水防資機材の整備及び調達

第1節 過去の顕著な災害

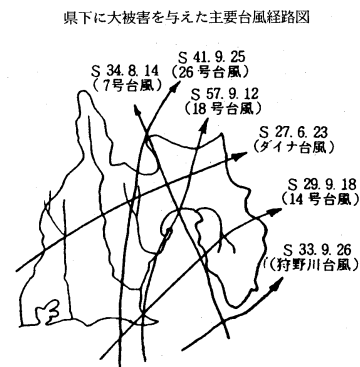
これまで本町において大規模な風水害被害の発生はないが、県内では以下に示す被害が発生しており、その発生傾向を整理すると次のとおりである。

1 風水害

(1) 台風

県下に大被害を与えた主な台風経路を見ると、右図のようになる。

この経路を大別すると、以下の3つの経路となる。



経 路	状 況
県下を南西方向から、北東進するもの	ア この経路をとると、県の最も家屋密集地帯が暴風域あるいは強風域に入るために大被害が起りやすい。 イ ダイナ台風は980hpa内外の小型、並みの強さのものであったが、中部山岳部や伊豆山岳部では、200mm以上の雨量があり、南部の海岸では、最大風速は30～40m/sに達した。被害は全県下におよび、死傷30人を初め、家屋全壊20戸、浸水、がけ崩れなどかなりの損害を生じた。

第5編 風水害対策編

<第1章 総則>

経路	状況
	ウ ダイナ台風より進路的には南を通った昭和29年9月18日の14号台風（並みの強さ）においても、県中部と西部において同程度の被害が生じた。
伊豆半島を南西からかすめて北東進するもの	ア この経路のときは、伊豆の山岳部で豪雨となる傾向があり、沿岸ではうねりが高まる。 イ 狩野川台風（中型、並みの強さ）は中心示度970hpa程度であったが、湯ヶ島では総雨量753mmに達し、狩野川一帯に大水害をもたらした。被害は伊豆全般にわたり、死傷1,500人、行方不明339人を初め、全壊、流失など未曾有の惨害をもたらした。 ウ 令和元年東日本台風（大型・強い）は、中心気圧955hPa程度で伊豆半島に上陸し、本県でも各地で3、6、12、24時間降水量の観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となり、県内で1,312棟の床下浸水が発生、伊豆の国市及び函南町に災害救助法を適用するなど、甚大な被害が生じた。
県の南部から、駿河湾を北上するもの	ア この経路をとるときは、北部山岳部で特に雨量が多くなる傾向がある。 イ また、海岸地方で特に風が強まり、うねりによる被害も大きい。 ウ 昭和34年8月14日の7号台風（小型、強い）は伊豆西海岸をかすめて、富士川付近に上陸し、北上して、日本海に抜けた。中心付近の風は猛烈で、最大風速は石廊崎E48.8m/s、御前崎でW29.6m/sが観測された。雨は大井川中流域で300mmを越え、安倍川上流の梅ヶ島で470mmとなった。このため県の中部、東部で大被害が発生した。山岳では倒木被害が大きかった。

上記3つの経路以外にも、本県から離れた場所を台風が通過することで本県付近に停滞する前線を刺激し豪雨をもたらす場合がある。昭和49年7月7日に発生した「七夕豪雨」では、対馬海峡を通過した台風第8号の影響により梅雨前線の活動が活発化し、県中部・西部を中心に大雨となった。静岡では24時間降水量508mmを記録し、死者44人、家屋全壊241戸など甚大な被害をもたらした。

（2）低気圧

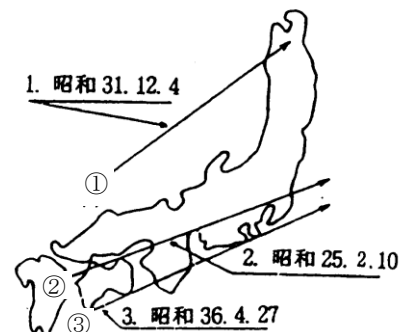
低気圧による被害は、大雨と強風によるものである。

県下に影響する低気圧の経路は、右図のようになる。

①の経路の時は、これに伴う寒冷前線の突風や竜巻による被害が多い。

②③の経路の時は大雨になることが多く、中心も近いいため風も強まる。

また①と②が同時に起こり大雨を降らせることも多い。



経路	状況
① の例	ア 昭和31年12月4日に日本海を通過した低気圧は、秋田沖で発達し、これに伴う寒冷前線が4日の午後通過し、海上や海岸地方では5日にかけて強風が吹き波が高かった。 イ 最大風速は石廊崎でW27.2m/s、御前崎でW19.7m/sを観測した。 ウ この風による波のため、賀茂郡松崎町では国道が破壊されて不通となり、南伊豆町沖合では、出漁中の漁船が突風のため転覆した。
② の例	ア 昭和25年2月9日～10日にかけて東支那海から東進した低気圧は、発達しながら九州から本州を横断し、中心気圧990hpaで静岡県を通過して関東へ去った。 イ 9日6時ごろより風雨が強くなり、最大風速は御前崎W26.7m/s、石廊崎SW22.6m/sとなり、雨量は湯ヶ島160mm、瀬戸谷115mmで大井川が増水した。 ウ このため非住家の倒壊一戸、道路の崩壊、屋根、ガラスの破損、木材の流失などの被害があった。

③ の例	ア	昭和36年4月26日～27日、九州南海上を北東に進んだ低気圧は、発達しながら太平洋沿いに通った。
	イ	26日夕刻から風雨が強まり、最大風速は石廊崎 23.3m/s、御前崎 SSW19.8m/s、雨量は静岡 125mm、稲取 120mm、島田 118mm が観測された。
	ウ	このため各地で土砂くずれによる交通不能や、電話線の不通、家屋の浸水などがあった。

2 竜巻

竜巻は寒冷前線や台風に伴うものが多い。県下の主たる竜巻の発生状況を右の図に示す。

主たる発生地は、安倍川河口付近と遠州灘沿岸部に多い。

このほかに伊豆の東や南海上と御前崎沖で発生しているが明確ではない。

特に顕著なものとしては昭和37年8月26日の台風に伴って天竜川河口付近に発生して浜松市を襲ったもので、負傷36人、破損700戸以上の被害があった。

現在、気象庁では、竜巻などの激しい突風に対する気象情報は、発生の可能性に応じて段階的に発表しており、今まさに、竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状況となった段階で、「竜巻注意情報」が発表される。しかし、竜巻については予測が難しいうえに、瞬間的に大被害を与えるので予防が困難な状況にある。

3 地すべり等

昭和16年以降の主たる地すべりの発生状況を示す。

地すべりは春から夏にかけての豪雨時期に多く、由比、蒲原付近は危険度が大きいようである。

発生年月日	地 名	記 事
昭和16年 4月30日	庵原郡蒲原町	・日本海と太平洋岸を低気圧が通過し、10mm程度の降雨があり同町諏訪町で、高さ100m、幅60mの土砂約1,500m ³ が崩壊 ・埋没3棟、半壊1棟、生き埋めで10人死亡、9人負傷、1人行方不明
同年 6月30日	庵原郡蒲原町	・梅雨による豪雨で、清水で261mmを観測 ・土砂が100m幅60mにわたり崩壊し、人家4棟が埋没し2棟が破壊。生き埋めで11人死亡、9人重傷
同年 7月16日	庵原郡由比町	・梅雨前線が停滞し、10日から雨が降り続き、興津の総降雨量は337mm ・寺尾山が崩壊し、人家2棟が海におし流され、死者6人、負傷者10数人
昭和23年 6月19日	庵原郡由比町 寺尾	・梅雨前線が停滞し、雨が降り続いて、特に19日には静岡で140mmの大雨 ・寺尾地先、海拔300mの山の中腹約100mの所から地すべりを生じ、約4haが崩壊。埋没した果樹園は約20ha
同年9月 15日～16日	同町	・伊豆南端をかすめた台風で豪雨となり静岡の雨量は240mm ・中の沢の土砂約7,500m ³ が線路上に流出し東海道線は7時間不通
昭和26年 6月15日	庵原郡由比町	・梅雨前線により、伊豆と東部で大雨 ・今宿平、濁沢、寺尾沢で約6haにわたり地すべり
同年 6月26日	周智郡犬居町	・南海上を低気圧が東進し、西部の山間部で10～15mmの雨量 ・和泉平部落で10haの耕地と5haの林野が地すべりにより沈下
昭和32年 8月17日	磐田郡水窪町	・前線が南岸に停滞して連日降雨があり、総降雨量は西部山間部で240mm前後 ・大嵐付近で幅20m、高さ80mにわたり40万m ³ の山崩れ、飯田線が途絶
昭和36年 3月14日	庵原郡由比町 寺尾	・太平洋岸の低気圧による雨のため、寺尾山付近で広範囲に地すべり ・耕地約10haが埋没、蜜柑などに多大の被害があり、地すべり防止構造物の大部分を破壊
昭和37年 4月12日	榛原郡金谷町	・福用地内の県道金谷～中川根線で、約50mにわたり土砂崩れ ・交通が不通となり、大井川線も不通

第5編 風水害対策編

<第1章 総則>

発生年月日	地 名	記 事
同年 7月23日	天城山ろく	・天城山ろくやチバタ山頂で約20cmのわれ目 ・高さ100m、幅百数十mにわたる約100,000m ³ の土砂が地すべり
昭和40年 6月24日	賀茂郡東伊豆町 白田	・白田川上流の通称平沢山で広さ7haにわたって地すべり ・約85万m ³ の土砂が堆積し、わさび田、水田に被害
昭和46年 7月5日	静岡市石部地内	・国道150号静岡市石部地内の道路は、海側が海面より10数mの高さにあり、山側は法面こう配45度の切りたったがけ状の山腹が高さ約200m、延長1kmにわたって連続している。 ・地すべり箇所は、第5洞門の上高さ50mないし100m、幅約45mが滑落し、岩塊を含む土石約3,000m ³ が国道を埋め、一部は洞門を越えて海中に到達 ・通行中の乗用車1台が埋没し、死者1名。1年間にわたり通行不能
昭和49年 7月7日	庵原郡由比町	・台風・梅雨前線による豪雨により、由比地区（濁り沢他12箇所）で地すべりや山腹崩壊が発生し、東海道本線・国道1号・人家等が被災 ・地すべり・崩壊14.3ha、人家全壊7棟、人家半壊32棟、国道1号通行止め23日、東海道線不通123時間
昭和57年 8月1日 ～3日	周智郡春野町 中羽根地内	・台風10号に伴う集中豪雨により地すべりが発生。約5万m ³ の土砂が直下の熊切川を約200mにわたって塞ぎ止めたため、付近住民76世帯253名が2日間にわたり避難 ・山林・田畑が流出（人家の被害なし）

4 土石流

- ・令和3年7月3日、熱海市伊豆山地区で発生した土石流は、逢初川の源頭部（海岸から約2km上流、標高約390m付近）から逢初川に沿って流下した。
- ・この土石流により被災した範囲は、延長約1km、最大幅約120mにわたり、死者27人、行方不明者1人、住家全壊53棟など甚大な被害をもたらした。

第2節 予想される災害

1 風水害

大井川本流は、国で直轄管理されており、明治末期以来大きな災害は発生していないが、氾濫注意水位を越えることはしばしばあり、河口部分を含め完全整備が望まれている。

低標高地域、崖崩れ危険地域をかかえ、集中豪雨、あるいは台風のもたらす風雨は、中小河川の氾濫や、局地的災害を引き起こすことが予想される。

一方、地域開発によって、冠水地域の移行現象もみられ、秩序ある都市計画が望まれる。

2 高潮・高波

駿河湾に面する約5kmの海岸地区においては、台風・低気圧等による高潮・高波の影響を受けやすく、8月から10月にかけて台風の影響による高潮、高波が、11月下旬から3月にかけては海上を連吹する西風のため、高波が予想される。

3 土砂災害

本町には、土砂災害警戒区域に指定されている箇所が12箇所あり、このうち特別警戒区域に11

箇所が指定されている。

また、上記の土砂災害（特別）警戒区域のうち、山ノ根、横山2箇所、片岡山ノ腰、神戸向原2箇所については、平成26年2月25日に指定された。さらに、片岡東原2箇所、神戸向原3箇所、神戸中原については、平成30年2月2日に指定された。

これらの指定状況については、【資料1. 1－2】に示すとおりである。

第2章 災害予防

第1節 総則

- ・この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。
- ・町は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- ・町は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、町が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- ・町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- ・町は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- ・町及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第2節 河川災害予防計画

【建設課、防災課】

1 河川の状況

河川については、一級河川大井川が町の東側にあり、町のほぼ真中に位置する二級河川湯日川、牧之原市との町境に二級河川坂口谷川がある。このうち、坂口谷川支川の宮裏川、第2宮裏川、住吉川は豪雨により氾濫することがある。また、湯日川支川の稲荷川、神戸川においても浸水することがあるため、今後一層の治水事業を県と連携して進めていく。

2 河川の治水対策

一級河川及び二級河川については、管理者である国、県に対し、河川改修の促進を積極的に働きかける。準用河川については、現在、改修中のものは事業を促進し、その他の河川については、計画的な河川改修及び河川の維持管理等を推進する。普通河川については、流下能力向上のために道

路改良事業、公共下水道事業等の他事業との調整を図り計画的に整備を推進する。

また、農業用排水路の改良についても効果的に推進する。

なお、浸水対策として、都市下水路の整備を進める。

3 浸水想定区域の指定に伴う実施事項

町は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（高潮浸水想定区域については第2節を参照）（以下、総称して「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

町は、地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。

- ・要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。

上記の要配慮者利用施設については、洪水時等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、以下の事項を定めるものとする。

- ・浸水想定区域内に位置し、吉田町地域防災計画に名称及び所在地等を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅延なく、町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。
 - また、町長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
 - ・町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。
 - ・県及び町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。
 - ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を町長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

町長は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要

第5編 風水害対策編

＜第2章 災害予防＞

な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

【資料5. 2-1】参照

4 その他のソフト対策

(1) 「水防災意識社会 再構築ビジョン」(平成27年12月11日、国土交通省策定)に向けた取組
町は、大規模な水害に対し減災を図るため、河川流域市町、国及び県と協議会を設置し、洪水に備えたハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進する。

(2) 浸水想定区域等の周知

町は、洪水ハザードマップの公表等を行い、浸水想定区域等の周知を図る。

(3) 河川災害に対する防災訓練の実施

町は、河川災害に対する防災訓練を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

5 連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、国土交通省及び県が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、町、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第3節 海岸保全災害防除計画

【産業課】

本町では、海岸部に対する津波対策として津波堤や大幡川水門の整備等を順次進めてきた。
今後も、次に示す津波や高潮対策を中心として安全性を高める。

ア 津波や高潮による被害を防止するため、陸閘と大幡川水門の一元的な遠隔操作・制御を可能とする津波防災ステーションの適正な管理・運用に努める。

イ 松食い虫を防除し、防風林や保安林の保全を図る。

ウ 高潮浸水想定区域の指定に伴う実施事項等

高潮浸水想定区域の指定に伴う実施事項は、第1節3のとおり。

町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、最大想定地震・津波と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

第4節 漁港保全災害防除計画

【産業課】

現在、吉田漁港内には湯日川と大幡川から土砂が流入するため、毎年浚渫を余儀なくされている。
今後も漁港保全を図るため、浚渫事業を継続していくとともに、漁港施設の計画的な維持補修に努める。

また、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるとともに、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化するものとする。

併せて、港湾管理者は、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。

さらに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工を設置するものとする。

第5節 道路・橋りょう災害防除計画

【建設課】

避難活動はじめ応急復旧活動などに重要な役割を持つ道路、橋りょうについては、災害防除事業を実施するとともに、随時安全点検を行い、危険箇所の解消を図る。

ア 道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。

- (ア) 安全設備等の整備
- (イ) 防災体制の確立
- (ウ) 異常気象時の交通規制区間の指定
- (エ) 通行規制の実施及び解除
- (オ) 通行規制の実施状況に関する広報

イ 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者等の協定の締結に努めるものとする。

第6節 土砂災害防除計画

【建設課・防災課】

1 本町の土砂災害対策

本町には、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が13箇所（横山2箇所、向原2箇所、山ノ根・寺門前・片岡・神戸A・神戸B・神戸C・神戸D・神戸E・神戸F各1箇所）あり、国・県で、法

第5編 風水害対策編

<第2章 災害予防>

面工等急傾斜地崩壊対策の事業を実施した。

また、上記の土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）のうち、横山(1)、横山(2)、向原、向原(1)、山ノ根、寺門前を対象として、平成26年2月25日に土砂災害（特別）警戒区域を指定された。さらに、片岡、神戸A、神戸B、神戸C、神戸D、神戸Eを対象として、平成30年2月2日に土砂災害（特別）警戒区域が指定された。指定状況については、【資料1. 1－2】に示すとおりである。

2 土砂災害警戒情報の提供と活用

県と静岡地方気象台は、県民の生命及び身体を保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して、共同で土砂災害警戒情報（避難が必要とされる警戒レベル4に相当）を発表する。

町長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。

町は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。

町は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。

【資料1. 3－14】参照

3 土砂災害防止法の施行

（1）土砂災害警戒区域等の指定、公表

県は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を関係のある市町に通知するとともに、公表するものとする。

（2）土砂災害特別警戒区域における規制等

県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。

県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。

（3）町地域防災計画

・町防災会議は、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実

施に関する事項

エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められているものがある場合には、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ ア～オに掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

・町防災会議は、町地域防災計画において前項エに掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

（４）要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等

土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急

傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅延なく、町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた町長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

また、町長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

県及び町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するよう努めるものとする。

【資料5．2－2】参照

（５）住民への周知

町長は、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。

県は、電子地図の提供等により、市町を支援するものとする。

（６）避難指示等の解除

町長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。

第5編 風水害対策編

＜第2章 災害予防＞

（7）事業者の対応

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

4 その他のソフト対策

（1）土砂災害警戒区域等の周知

町は、土砂災害ハザードマップの公表等を行い、土砂災害警戒区域等の周知を図る。

（2）土砂災害に対する防災訓練の実施

町は、県と連携して、土砂災害に対する防災訓練を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

第7節 農地災害防除計画

【建設課】

1 たん水防除事業

この事業は低湿地で、排水河川の変化及び地目変化等他動的原因による状況の変化により、著しく排水不良になった地区の排水機、排水樋門、堤防等の新設又は改修を行い、予想される農地及び農業用施設のたん水被害を未然に防止する事業で、農林水産省採択基準に基づき実施している。

本町では、たん水防除事業として坂口谷川支川の宮裏川及び沖田川に排水機場を設置しているが、豪雨時には浸水することもあるため、今後計画的な施設整備を図る。

第8節 倒木被害防除計画

【関係各課】

町、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、町は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第9節 盛土災害防除計画

【関係各課】

・県及び町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼ

すおそのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。

- ・県及び町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。
- ・町は、県の設置する「静岡県盛土等対策会議」の下部組織である現場レベルの地域部会を通じ、県や関係機関と連携し、不適正な盛土事案の課題解決のための的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。

第10節 避難情報の事前準備計画

【関係各課】

町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、气象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

- (1) 町は、町域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。具体的な避難情報の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで避難地等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。
- (2) 町は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。
- (3) 町は、大型台風による高潮の被害想定を踏まえ、高潮、津波に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成するよう努めるものとする。

2 住民への周知・意識啓発

- (1) 町は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難地への移動（立退き避難・水平避難）、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、町は、防災（防災・減災への取

組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

- （2）町は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。
- （3）町は、住民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画（マイ・タイムライン）の策定に向けた住民等の取組を支援する。その際、町は、県が策定した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における住民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

第11節 避難誘導体制の整備計画

【関係各課】

町は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

第12節 防災知識の普及計画

【関係各課】

原則として、＜共通対策編 第2章 災害予防 第4節 防災知識の普及計画＞及び＜風水害対策編 第2章 災害予防 第9節 避難情報の事前準備計画 2 住民への周知・意識啓発＞に準ずる。

加えて、国、県、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ・ 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。
- ・ 土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。
- ・ 高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等へ配布するものとする。

第13節 自主防災活動

【関係各課】

（共通対策編 第2章災害予防 第8節「自主防災会の育成」及び第9節「事業所等の自主的な防災活動」に準ずる。）

第3章 災害応急対策計画

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、河川、海岸の洪水や高潮（津波を含む。）による水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

なお、ここに定めのない事項については、＜第1編 共通対策編 第3章「災害応急対策」＞及び「吉田町水防計画書」によるものとする。

第1節 指定水防管理団体、水防機関

【統括部、土木部】

1 指定水防管理団体

指定水防管理団体とは、水防法第4条の規定により水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体で、知事の指定した市町又は組合をいう。

指定水防管理団体は毎年水防訓練を実施し、また、防災会議に諮って水防計画を定め、知事へ届け出なければならない。

管理団体名	主要河川・海岸名
吉田町	大井川、湯日川、坂口谷川、駿河海岸

2 水防機関

水防業務を処理する水防の機関は、消防機関及び水防団をもって充てる。

第2節 水防管理団体の水防計画

【統括部、土木部】

指定水防管理団体の水防計画は、地域防災計画においておおむね次の事項について定めるものとする。

- ア 水防組織
- イ 重要水防箇所
- ウ 通信連絡
 - (ア) 水防区（土木事務所）と水防管理者間の連絡（電話番号、連絡責任者）
 - (イ) 水防管理者と各機関（消防団、水防団）
 - (ウ) 上下流水防管理者との連絡
- エ 非常配備

オ 水防信号及び水防標識

(ア) 水防信号

- ・信号は、適當の時間継続する。
- ・上記によるほか、伝令の称呼による通報を考慮すること

(イ) 水防標識

カ 避難のための立退

危険箇所に対する避難箇所の具体的な明示、避難指示者及び責任者

キ 水防倉庫及び資材一覧表

第3節 水防組織及び非常配備体制

【土木部、統括部、関係各部】

水防管理者（町長）は、洪水等の水害が発生するおそれのある場合、役場内に吉田町水防本部（以下「水防本部」という。）を設置する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織内に入る。

1 吉田町水防本部

水防本部長（町長）は、洪水等において水防活動の必要があると認めた時から、その危険が解除するまでの間、水防本部を設置し水防事務を処理するものとする。

水防本部の設置場所は、役場庁舎3階防災対策室とする。

水防本部の事務局は、防災課に置くものとする。

なお、水防本部に係る活動の詳細については、「吉田町水防計画書」に準ずる。

2 吉田町災害対策本部

大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、町長がその対策を必要と認めるときに設置する。本部長（町長）は、必要に応じて、本部員会議を開催し、町が実施する応急対策等について協議・決定する。災害対策本部が設置された場合は、次の事項を処理する。

なお、災害対策本部の設置及び任務の詳細については、＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第2節「組織計画」＞に準ずる。

区 分	内 容
任務	ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信、広報 ウ 関係機関への支援要請 （ア）自衛隊への災害派遣要請の要求 （イ）海上保安庁への支援要請 （ウ）防災協定締結機関等への支援要請 （エ）医療機関等への協力要請 （オ）緊急消防援助隊の出動要請 （カ）その他関係機関への応援要請

区 分	内 容
エ	二次災害等発生防止措置
オ	県への報告
カ	広報に関する事項

第4節 水防に関する予警報

【土木部、統括部、関係各部】

1 「水防活動」の気象注意報・気象警報等（※県計画参考）

「水防活動」のための注意報及び警報は、静岡地方気象台から発表される大雨特別警報、大雨警報、大雨注意報、高潮特別警報、高潮警報、高潮注意報、洪水警報及び洪水注意報並びに気象庁から発表される大津波警報、津波警報及び津波注意報をもってこれに代える。

2 洪水予報（※県計画参考）

- ア 流域面積の大きい河川で、洪水により重要な損害が生ずるおそれがある河川として国土交通省又は県が指定した河川において、洪水のおそれがあるときは、国土交通省と気象庁が共同又は県と気象台が共同して洪水予報を発表する。
- イ 国土交通省と気象庁が共同又は県と気象台が共同で洪水予報を発表した場合、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。
- ウ 洪水予報の発表基準は、基準地点の水位が設定された水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき、又は、その水位を超える洪水となることが予想されるときとし、国土交通省と気象庁が共同又は県と気象台が共同で洪水注意報、洪水警報を洪水による危険がなくなったと認められるまでの間、発表する。洪水予報河川及び区域は、次のとおりである。

【国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報】

河川名	区 域
大井川	左岸 静岡県島田市鵜網字孫作三十四番三地先から海まで
	右岸 静岡県島田市神尾字鎧三百四十九番一地先から海まで

3 水防警報（※県計画参考）

- ア 洪水、津波又は高潮により重要な損害が生ずるおそれがある河川又は海岸として国土交通省又は県が指定した河川又は海岸について、災害が起こると認められた時に、水防を行う旨を警告して国土交通省又は県が水防警報を発表する。
- イ 国土交通省が水防警報を発表した場合、又は県が発表した場合、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。
- ウ 水防警報の発令期基準は、対象水位観測所の水位が定められた氾濫注意水位（警戒水位）に達するか、又は超えるおそれがあるときとし、県は解除基準に水位が下がるまでの間、水位の状況について適宜発令する。

- エ 町は、水防警報を受け、必要に応じパトロール等を強化し、被害情報等の周知を図る。詳細については「吉田町水防計画書」による。

4 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報（※県計画参考）

- ア 洪水予報により指定した河川以外の河川で、主として中小河川において洪水により重要な損害が生ずるおそれがある河川として指定した河川において、国土交通省又は県は氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）という基準を定め、この水位に達した水位到達情報が国土交通省から通知された場合、又は県が通知した場合は、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。
- イ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）とは、氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、町の避難の目安となる水位である。
- ウ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報河川及び区域は、次のとおりである。

【静岡県知事が行う氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報河川及び区間】

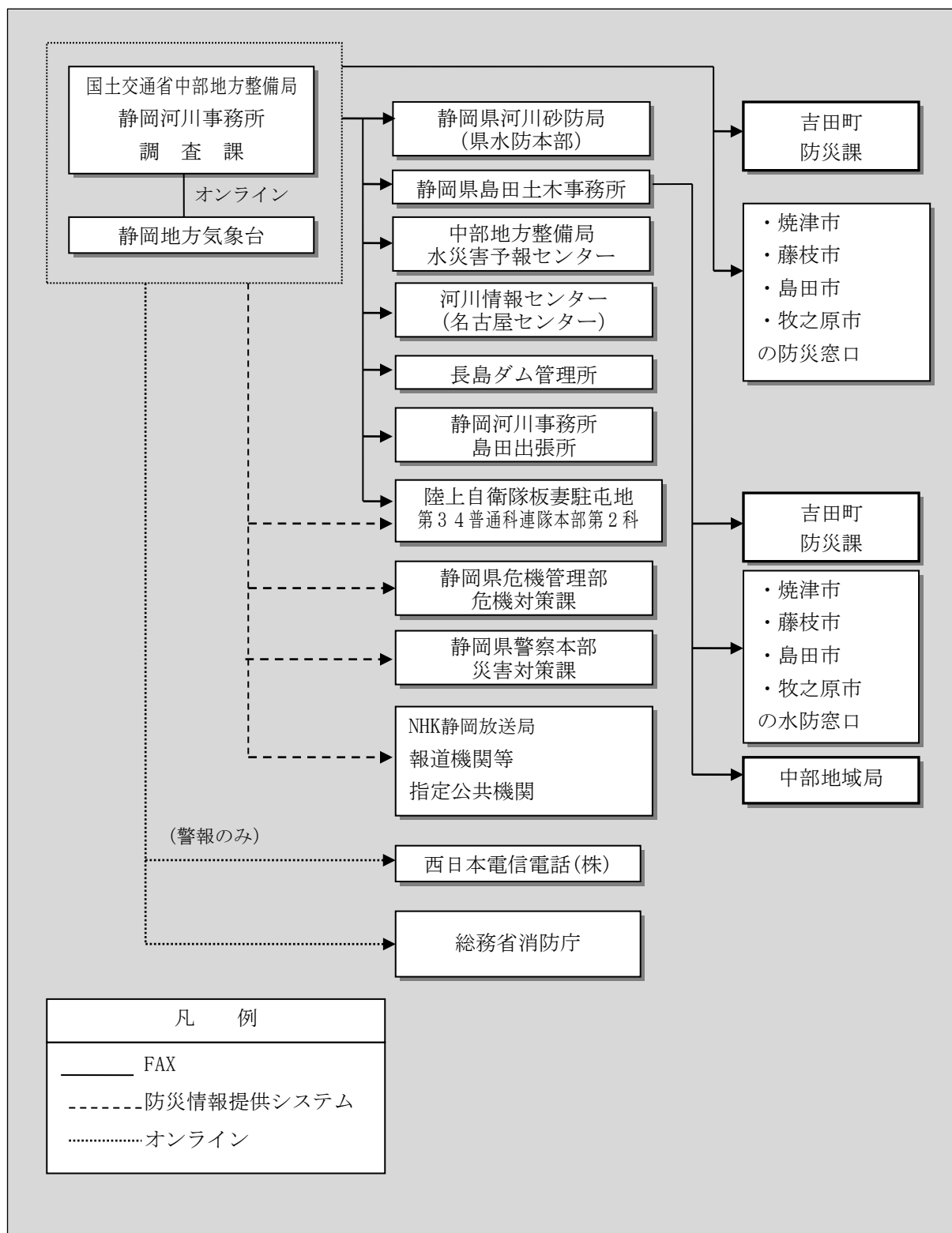
水系名	河川名	区 域	区域延長
湯日川	幹川	左岸 榛原郡吉田町神戸東名高速道路～海まで 右岸 榛原郡吉田町神戸東名高速道路～海まで	5,600m
坂口谷川	幹川	左岸 牧之原市坂口唐木田橋付近～海まで 右岸 牧之原市坂口唐木田橋付近～海まで	6,310m

5 情報連絡体制

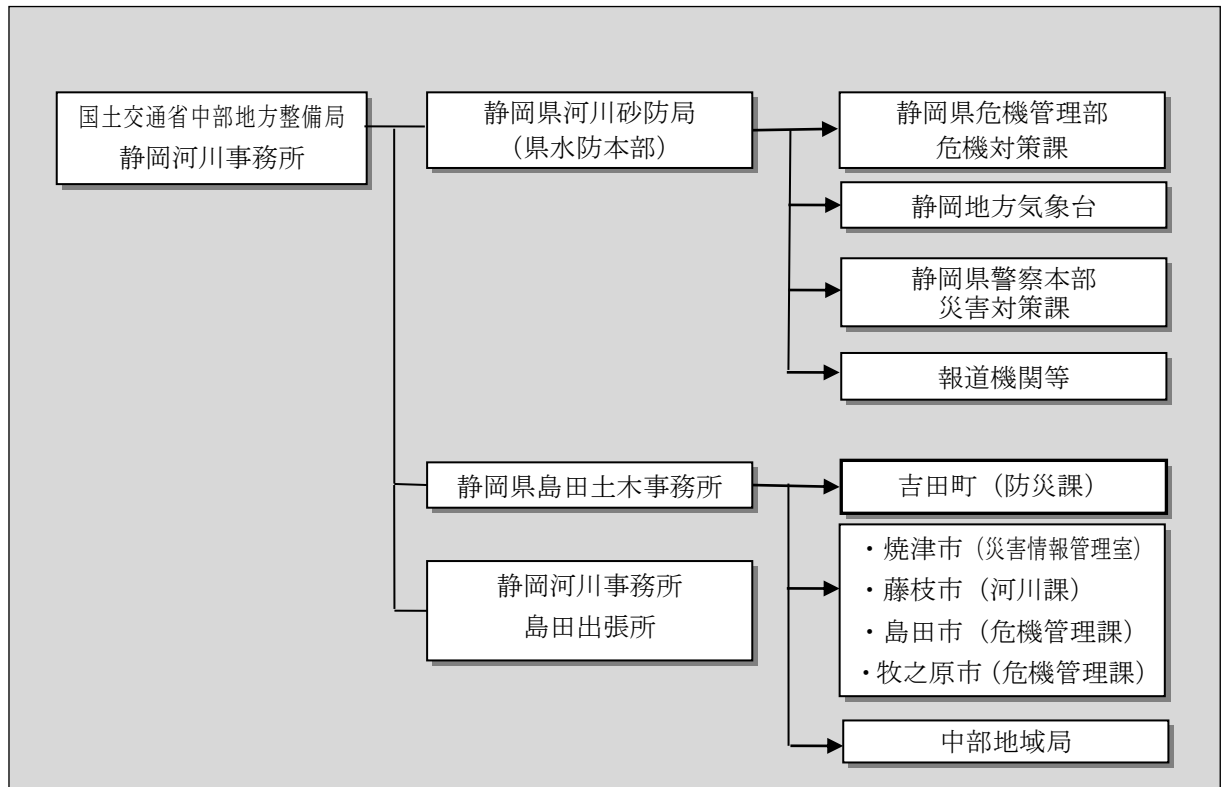
- （１）国土交通省管理河川・海岸の場合
 本町に係る情報連絡体制は、次のとおりである。

第5編 風水害対策編
 <第3章 災害応急対策計画>

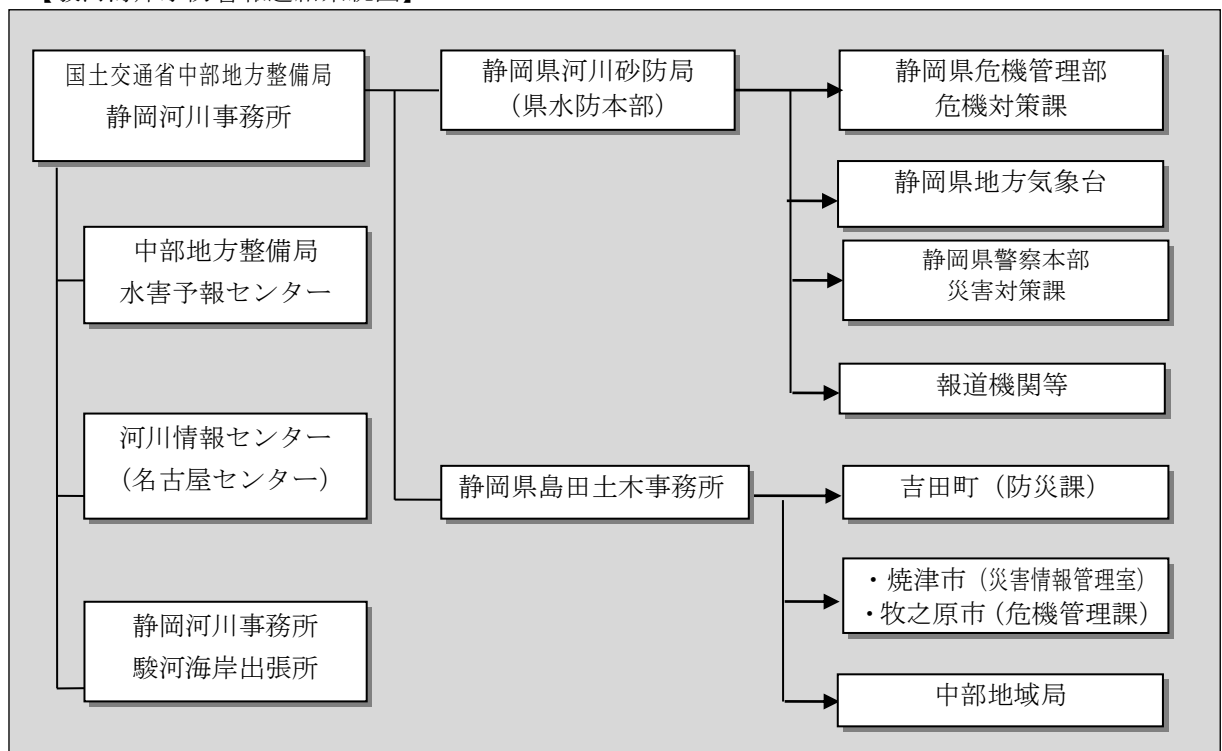
【大井川洪水予報連絡系統図】



【大井川水防警報連絡系統図】



【駿河海岸水防警報連絡系統図】

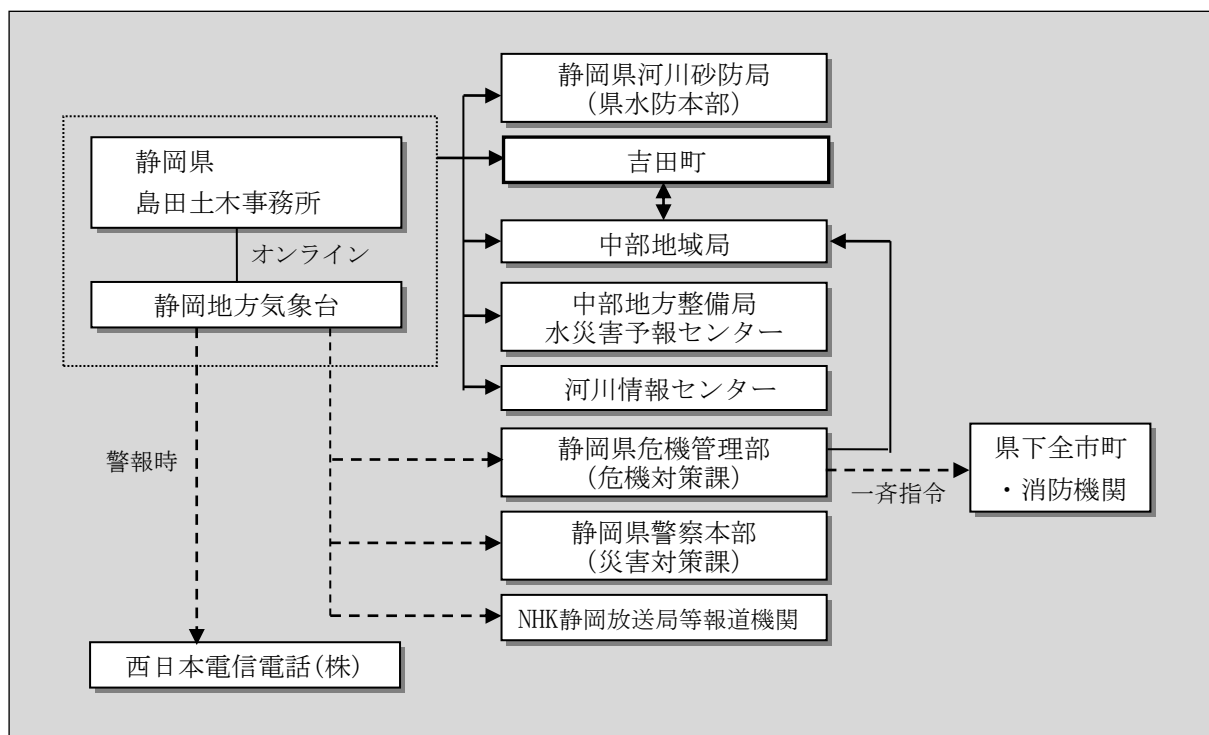


第5編 風水害対策編

<第3章 災害応急対策計画>

(2) 県管理河川の場合

本町に係る情報連絡体制は、次のとおりである。



6 道路の通行規制に関する情報

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第5節 情報収集・伝達

【総務部】

<第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第4節「通信情報計画」>に準ずる。

第6節 広報活動

【総務部】

<第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第5節「災害広報計画」>に準ずる。

第7節 水防信号及び水防標識

【統括部、土木部】

1 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号（昭和31年9月28日県規則第75号）は、【資料5. 3-1（1）】とおりである。

2 水防標識

水防法18条の規定による静岡県水防標識（昭和31年9月28日県告示第939号）は、【資料5. 3-1（2）】のとおりである。

水防のために出動する緊急自動車（道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの）及び他の水防車両は、優先通行を確保するため、標識を用うるものとする。

水防のために現場に赴く職員は、腕章を装着するものとする。

第8節 避難のための立退

【統括部、地区連絡部、関係各部】

＜第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第7節「避難救出計画」＞に準ずる。

第9節 水防区域の危険箇所

【統括部、土木部】

町内の重要水防箇所は「吉田町水防計画書」において示すものとする。

第10節 水防に関する施設及び資器材等の整備

【統括部、土木部】

町内の水防倉庫及び備蓄資材については、「吉田町水防計画書」において示すものとする。

（災害復旧・復興については、＜第1編 共通対策編 第4章「災害復旧・復興」＞によるものとする。）